

令和6年10月分(12月支給分)より 児童手当制度が変わります

1. 所得制限の撤廃
2. 支給対象年齢を高校生年代までの延長
3. 第3子以降の支給額増
4. 第3子以降の支給対象・カウント対象年齢の拡大
5. 支給月を隔月(偶数月)の年6回へ変更

	改正前(R6.10月分支給分まで)	改正後(R6.12月分支給分から)
所得制限	あり(所得額、扶養状況により異なる)	なし
支給対象	出生～中学校終了まで ※15歳到達後の年度末	出生～高校生年代 ^{※1} まで ※1 中学校終了年度末～18歳到達後の年度末
手当月額	《所得制限以内の方》 児童手当(子1人10,000円/月)支給 ※3歳未満、3歳以上小学校修了までの第3子以降:15,000円 《制限限度額超え、上限以内の方》 特例給付(子1人5,000円/月)支給 《制限上限額超えの方》 支給なし	《3歳未満》 第1子・第2子：15,000円 第3子：30,000円 《3歳～高校生年代まで》 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子算定の カウント対象	0歳～18歳に到達した年度末までの 監護・養育している子	0歳～22歳に到達した年度末までの 監護・養育している子(0歳～大学生年代)
支給回数	年3回(6月、10月、2月)	年6回(偶数月)

制度改正後、新たに児童手当の支給対象となる方は、申請が必要です。必ずお手続きください。
また、高校生年代・大学生年代については、申請者の生計費等の経済的負担(保護者として監護・養育)が生じている場合に限ります。

【お問い合わせ先】

松前町役場 保健福祉課福祉係

☎ 0139-42-2650